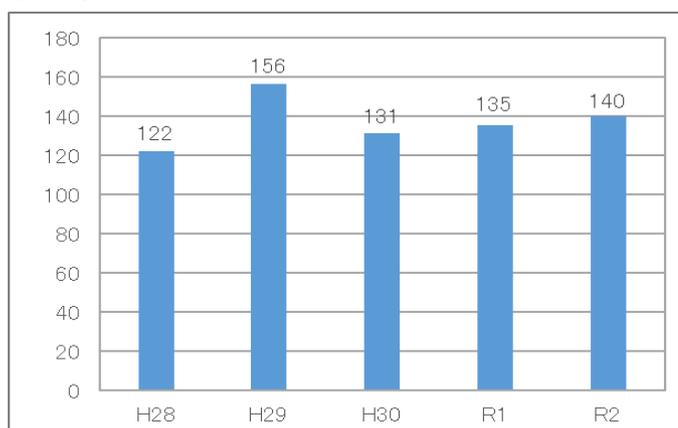


車の売却契約、慎重に

新生活がスタートしました。自動車を買替える際に、今まで乗っていた自動車を売却される方も多いのではないのでしょうか。今回は、中古車の買い取りサービスのトラブルについてご紹介します。

- ▼車の一括見積もり査定をネットで申し込んだところ、そのうちの1社から電話で「詳細な査定を出させてほしい」と言われ、査定だけならと思い承諾。自宅に来た業者から「今売るならこの高価格で買い取る」などと押し切られ、その場で売却の契約をした。後で他社の見積もりを見たら、随分安い金額で契約させられたことが分かった。(30代・男性)
- ▼買い取り業者の無料査定を利用し、高額な査定を提示され契約した。早期に車両を引き渡したが、期日になっても車両代金が振り込まれず電話もつながらない。店舗も閉店したままのようだ。(60代・女性)
- ▼高価買い取りをうたう業者に買い取り査定を依頼し、高額な査定額に納得し売却した。1カ月後、業者から「申告のなかった修復歴があった」として一方的に査定額の減額を告げられ、差額の返金を求める書面が届いた。納得できない。(40代・男性)

自動車の売却に関する広告には、無料査定や高価買い取りをうたう情報があふれています。自分の車の価値を知ろうと査定を受けただけでも、好条件をもとに契約をせかされてトラブルになる事例が多く見受けられます。高額を提示されてもその場で契約せず、提示された契約条件をよく確認してから決めましょう。また「売却代金が支払われない」という相談もあります。車両と書類一式を先に引き渡し、後日代金を受け取るというやり方はリスクが高いので注意しましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた

中古車関連の相談件数(R2は2月末時点)

査定を受けて契約した後、修復歴等が判明したことにより買い取り価格の減額を求められることがあります。契約後の車両の瑕疵を理由にした減額の求めに対しては、基本的には応じる必要はないとされていますので、この考え方をもとに交渉しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。